

遊休農地畑地化等促進事業

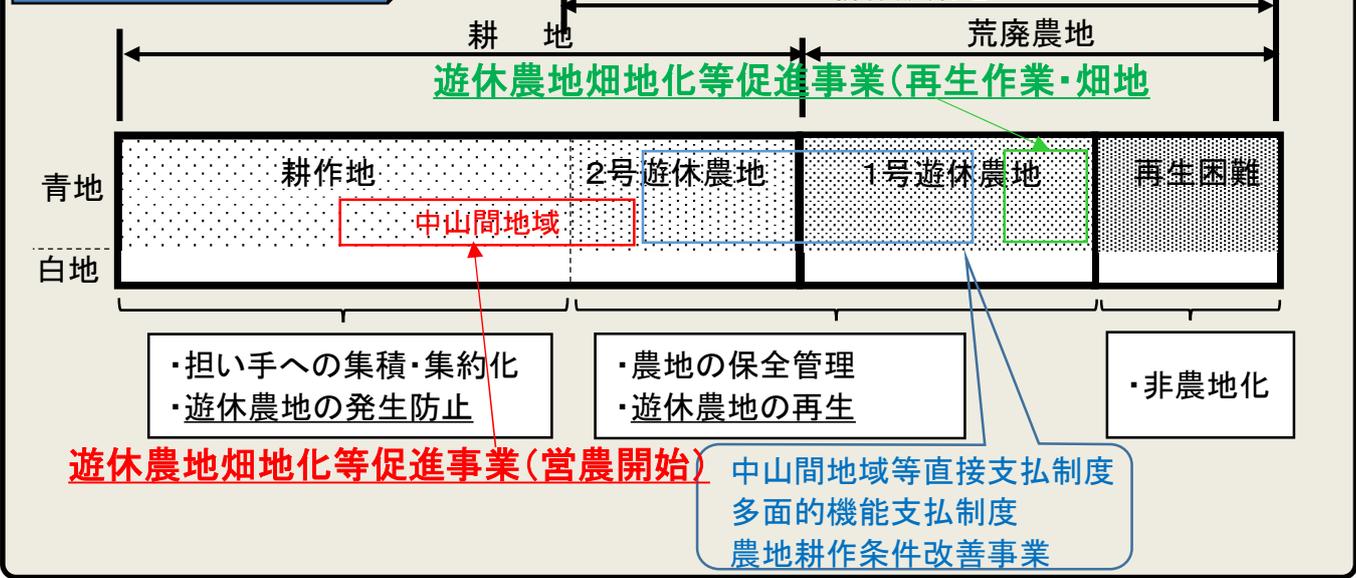
現状

○県内の荒廃農地は1万ヘクタールを超える水準で高止まりしている。
 ○中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の対象農地については、荒廃農地の発生防止や保全管理に取り組んでいる。
 ○移住相談窓口では専業でない農業について相談が増えている。

課題

○畑作物や園芸作物に取り組む新規就農者が就農する場合に遊休農地を活用する事例があり、きめ細かな条件整備が必要である。
 ○中山間地域の過疎化が進む中、農地の維持が難しくなっており、遊休農地の発生を防止するためには、就農の裾野を広げ、多様な担い手も支援していく必要がある。

遊休農地の対策事業



支援内容

- 1 事業の内容
 - (1)再生作業
農地の障害物除去、深耕、整地代等
 - (2)畑地化整備
上記再生作業に付帯して行う畑作物や園芸作物を導入するための簡易な基盤整備
 - (3)営農開始
新たに中山間地域等で農園を開設するために必要な経費(小農機具費、支柱等)
- 2 助成対象者
新規就農者、認定農業者、農業参入法人、地域外からの移住者うち兼業農家等
※(3)の事業は地域外からの移住者うち兼業農家等に限る。
- 3 補助率等
県補助率:対象事業費の1/4以内 ※各事業の交付対象面積の上限は40aとする。
 - (1)再 生:事業費10万円/10a
 - (2)畑地化:事業費40万円/10a
 - (3)営 農:事業費16万円/10a

新規就農者や担い手等を支援し、遊休農地の解消や有効利用（果樹園等の畑地化）を図る。地域外から移住した兼業農家等の農園開設を支援し、中山間地域の農地を守る。